

イ 産業構造

(7) 市内総生産

市内総生産は、増減はあるものの概ね横ばいです。産業部門別では第3次産業が8割以上を占めています。第3次産業は、成長率の推移からみても、市内総生産の成長に寄与しているといえます。

産業3部門別生産額

(単位：億円)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
生産額	251	1,484	11,275
割合(%)	1.9	11.4	86.7

資料) 平成26年度宮崎縣市町村民経済計算

(4) 従業者数

本市における各産業の従業者数の構成比は、第1次産業が5.4%、第2次産業が16.0%、第3次産業が78.6%となっています。第3次産業の割合が高い一方で、第1次産業および第2次産業の就業者数割合の高い佐土原町、田野町、高岡町および清武町が合併したことで、製造業等の就業者数が増加し、第2次産業就業者の比率が伸びている状況にあります。

産業3部門別就業者の割合

(単位：%)

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
全国	4.0	25.0	71.0
宮崎県	11.0	21.1	67.9
宮崎市	5.4	16.0	78.6

資料) 2015年国勢調査

(ウ) 産業別総生産の構成

産業別総生産の構成をみると、就業者数と同様に「卸売・小売業」「サービス業」の第3次産業の比率が高いことが窺えますが、一方で製造業の企業立地が進んでいた佐土原町、田野町、高岡町および清武町との合併により「製造業」の比率が

近年は高まっています。

産業別総生産

(単位：百万円)

	農林水産業	製造業	建設業	卸売・小売業	金融・保険業
宮崎県	158,375	515,179	300,428	392,815	123,906
宮崎市	26,506	70,600	91,786	191,370	69,659

不動産業	運輸業	情報通信業	サービス業	その他
425,145	141,900	130,357	782,863	69,741
176,670	55,611	75,510	353,495	20,298

資料) 平成26年度宮崎県民経済計算(産業種別は抜粋)

また全産業の移輸入額と移輸出額の差である市際収支は、3,332億円の赤字となっています。

全産業の移輸入額と移輸出額

(単位：億円)

	移輸入額	移輸出額	市際収支
移輸出入額	9,950	6,618	▲ 3,332

資料) 宮崎市産業連関表(2011年)

(I) 産業構造

本市内の各産業の生産額は「医療・保健・社会保障・介護」、「対個人サービス業(宿泊、飲食サービスなど主に観光に係る産業)」が大きくなっています。

総生産額の割合が全国と比較して高い産業は、この2産業と「農業」「電子部品製造業」が挙げられます。

ウ 中小企業者の実態

平成の合併(佐土原町、田野町および高岡町は2006年1月、清武町は2010年3月)以前の本市の産業は、市勢の発展とともに自然発生的に立地してきた小売業、サービス業、卸売業、製造業では食品製造業、印刷業など、中小零細の生活関連型産業が多いという特徴がありました。

合併後は、各町の工業団地に集積している企業が加わり、本市の産業構造上、製造業の比率が飛躍的に高まりました。

そして近年では、各町を軸とした郊外への製造業の立地が進む一方で、中心市街地を中心にソフトウェア開発やコールセンターをはじめとする情報サービス産業の立地が進んでいます。

こうした中、本市の事業所数は減少傾向にあり、産業振興の観点からは懸案材料となっています。また全国最低レベルの県民所得も懸案の一つです。事業者が今後とも事業活動を継続していくためには、これまで培ってきた地場の中小企業の競争力を、より高めていく必要があります。

エ 本市の産業振興の方向性

産業振興の最終目的は「雇用の創出と安定」と「所得の向上」です。

すでに始まっている人口総数と生産年齢人口の減少期。第3次産業に偏った産業構造。市際収支の赤字構造。全国最低レベルの県民所得。本市においてはこれらさまざまな懸案材料がある中で、外貨の獲得や内需の拡大を図る観点から、労働生産性の向上に関する施策を集中的かつ一体的に講ずることにより産業全体の底上げを図り、幅と厚みをもつ柔軟で足腰の強い産業群の形成をめざします。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定することで中小企業者が労働生産性の向上を図るために行う設備投資を促進し、当該計画期間中における計画認定数を60件以上とします。

(3) 労働生産性に関する目標

本計画における労働生産性に関する目標は、本市が先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性が年率3.0%以上向上することとします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、地方都市としての構造上、業種、事業等が多岐にわたっていることから、すべての業種において労働生産性の向上を図る必要があります。

よって本計画において対象となる先端設備等の種類は、中小企業者の生産性の

向上に不可欠なものとして、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める設備等とします。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、近年においてこそ、郊外への製造業の立地と中心市街地への情報サービス産業の立地という二極化の傾向が見受けられますが、その他の産業を含めた分布状況という意味では、依然として中小零細の小売業、サービス業、卸売業、製造業等の生活関連型産業を中心に、さまざまな産業が広域に分布している状況です。

したがって本計画における対象地域は、事業者の生産性の向上を広く図っていく観点から、本市の全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、本計画「産業構造」で触れているように、農林水産業、製造業、小売業・サービス業と多岐にわたっています。外貨の獲得や内需の拡大を図っていくためには、本市の経済および雇用を支えているこれら多種多様な業種において、広く事業者の生産性の向上を実現する必要があります。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とします。

また事業者の生産性向上に向けた取組は、例えば、新商品の開発、自動化の推進、IT技術の導入による業務の効率化、省エネルギーの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多岐にわたります。したがって本計画においては、労働生産性が年率3.0%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が本計画に同意した日から5年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間のいずれかの期間とします。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 本市における先端設備等導入計画の審査の際、当該先端設備等導入計画が人員削減を目的とした計画と認められる場合は、不認定とします。
- (2) 本市における先端設備等導入計画の審査の際、当該先端設備等導入計画が設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価にあたって不利となる計画と認められる場合は、不認定とします。
- (3) 先端設備等導入計画の申請者が次のアからウのいずれかに該当する者である場合は、不認定とします。

ア 市税を滞納している者。

ただし市税の滞納について宮崎市長が納期限内に納付することができないやむを得ない理由がある者として、その者の申請に基づく納付誓約を承認し、かつ、その誓約事項を遵守しているものについてはこの限りではありません。

イ 宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者。

ウ 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの。

- (4) 本計画では、産業振興の最終目的を「雇用の創出と安定」と「所得の向上」としているため、市内に従業者が従事する事業所を有しない中小企業者は、認定の対象としません。ただし、市内に従業者が従事する事業所を有する中小企業者に出資しており、出資先の中小企業者に先端設備を設置する中小企

業者は対象とします。